公益財団法人小山市体育協会スポーツ顕彰に関する選考基準内規 (目的)

- 第1条 この内規は、公益財団法人小山市体育協会スポーツ顕彰規程(以下「規程」という。)第8条の規定に基づき、その細部に関する事項を定めることを目的とする。 (選考基準の内規)
- 第2条 各表彰ごとの選考に関する基準は、次のとおりとする。
  - (1) 体育功労賞
    - ア 公益財団法人小山市体育協会(以下「協会」という。)に加盟又は登録する団体 (競技団体、地域別体育団体、スポーツ少年団、学体連等)(以下「加盟団体等」 という。))に所属し、協会役員として15年以上尽力し、著しい貢献があった と認められた者
    - イ 市内在住者で所属に関係なく、協会発展のため、若しくは本市スポーツの普及・振興に15年以上尽力し、多大な功績があったと認められた者
  - (2) 優秀選手・団体賞
    - ア 協会の加盟団体等(ただし地域加盟団体を除く)に所属し、学体連、県体協加盟団体が主催する大会、及びそれら団体に類する性格を有すると認めた団体が主催する著名な県内大会、並びに関東・全国大会の県予選大会に出場し、優勝した選手及び団体
    - イ 協会の加盟団体等(ただし地域加盟団体を除く)に所属し、関東及び全国的な 規模で開催される大会に出場し、下表に該当する成績を収めた選手及び団体。た だし、県予選会経由の有無を勘案する。

大会の領域				個 人	団体(3名以上)
関	東	大	会	優勝若しくは4位以内	優勝若しくは3位以内
全	国	大	会	(県予選会を経ていない場	(県予選会経由の有無を問
				合は、3位以内)	わない。)

- ウ その他、協会の加盟団体等(ただし地域加盟団体を除く)として、上記ア及び イの大会に類すると認められる大会(参加選手500名以上の規模)に出場し、 その成績がイの基準と同等若しくはそれ以上であると認められた選手及び団体
- エ 市内の小・中学校、高等学校及び高等教育関係諸学校並びに協会賛助会である 企業に在職している者で、上記イの各基準に該当する成績を収めた場合。ただし、 市外で編成したチームの一員である場合は対象外とする。
- オ 市外の関係諸学校や関係諸団体等に在学又は在職する本市の出身者で、イの基準に該当する成績を収めた場合の個人とし、団体の一員としての個人は対象外とする。
- カ 上記エの但し書き及び才において、団体本部(高野連等)からの被表彰者につ

いては優秀選手扱いとする。

(3) 優秀監督・指導者賞

ア 優秀監督賞

前号ア、イ、ウに該当する大会に、選手・団体の監督として出場し、前号に 掲げるそれぞれに該当する成績を収め、その功績が顕著であると認められた者

イ 指導者賞

協会の加盟団体等において、他の模範と認められる選手及び団体の育成・指導者として尽力し、永年(10年以上)にわたる実績が顕著であると認められた者(4) 特別賞

- ア 国内・外を問わず、国際大会(オリンピック、アジア大会、世界大会等)に 出場した選手及び団体
- イ 協会の加盟団体等に所属し、第2号の受賞に届かないが、日頃の活動状況や 実績が特に顕著であり、今後の活躍を期待し、その発奮を促すことを目的として、 所属する団体長から推薦のあった個人及び団体
- (5) 感謝状
  - ア 協会の賛助会員として、10年以上貢献のあった個人又団体
- イ その他10年以上にわたり、協会の発展に寄与されたと認められた個人又団体 (奨励記念品)
- 第3条 第2条第2号に該当する個人及び団体に対して、奨励記念品を交付する。
- 2 奨励記念品の交付に関する事項については、会長が別に定める。

(変更)

第4条 この内規は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1項の規定による公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成25年4月1日) 附 則

この内規は、令和10月1日より一部改正し施行する。(第2条第2号ア・イ・ウに ただし地域体育団体を除く、の条文を追加。)